

苦しむ労働者に寄り添って

関西クラフト支部第3回定期大会

多数の労働相談を
団結の力で解決し

関西クラフト支部の第3回定期大会が11月19日に学働館・関生で開催されました。

大会では、最初に色見委員長が以下のように挨拶しました。

「関西クラフト支部は、昨年2月に産声をあげました。誕生してから多くの労働者が相談に訪れ、また、組合に加入して問題を解決。組合に残った人、去っていった人などいろいろありましたが、私たちは労働組合として常に労働者の立場から物事を考えてきました。この姿勢は今後も続けなければなりません。」

改憲や原発などの
政治課題取り組む

また、10月に行われた衆議院議員選挙では、自民党が比例投票全体のうち17%の支持率しかなかったにも



主催者を代表して挨拶する色見委員長



新役員を選出し
新たなスタート

組合代表挨拶の後、元衆議院議員の服部長一さん、港合同南労会の川口委員長、関西ユニオンの大橋書記長、家族クラブあさがの楠本会長他、近畿地本傘下の各支部代表が祝辞を述べ、議案審議に入りました。

議案審議では、白熱した議論が交わされて新たな運動方針を確立し、役員改選では新執行部を選出。多田執行委員と中村会計監査の退任挨拶、新執行部の挨拶が行われ、最後に甲斐公明・維新・希望と約8割の改憲勢力をつくり上げてしまいましたが、改憲については世論調査では半数を超える国民が『改憲反対』と答えており、私たちは改憲反対の運動を積極的に展開していかねばなりません。そしてこの先国会では残業代ゼロ法案の審議も考えられ、意見を二転・三転させてきた労働組合と違い、私たちはNOを突きつけて闘っていきます。

さらに、福島原発事故の被害者救済、反原発の運動を積極的に進めなくてはなりません。それが労働組合運動であり、多くの労働者の利益に繋がると考えます。関西クラフト支部は組合員一丸となってこれらの運動に全力で取り組みます。」

執行委員長	色見 勝徳
副執行委員長	原島 英人
書記長	杉原 正美
財政部長	田原 潤
執行委員	甲斐 隆平
同	稲葉 暁子
同	田村 浩
同	中畑 雅喜
会計監査	長畑 滋
同	福留 一廣

2018年度新役員体制

要宏輝のコラム

「関生型運動」考察と「労働運動要論」①

今号から数回にわたり、元全国金属のオルグであり、元大阪府労働委員会労働者委員の要宏輝さんによる「関生型労働運動」についての考察を掲載します。

はじめに

8・26大阪労働学校アソシエの特別シンポジウムで、木下武男先生は「熱き想いを語るとは、残された人生をかけること」と語られました。この想いは私も同じで、「世直しは後世に委ねるわけにはいかない」と思っています。しかし、いかにせん、現役を引くと現実の運動に直接コミットできず、忸怩(じくじ)たる想いで過ごしています。

関生労働運動との出会い

関生支部は1965年に結成されましたが、私との出会いと交流は総評時代。1981〜82年の刑事弾圧、共産党による支配介入により関生支部は分裂、そして大阪総評に加盟し、大阪の地域共闘で相まみえることになりました。私も共産党がらみの刑事弾圧を受けていますが、全国金属大阪のほとんどは当時の稲葉法相の指揮、会社と警備(公安)との合作でした。1976〜77年の2年間に、逮捕者15名(うち起訴11名)、任意出頭95名(関係組合30)の「刑事弾圧の嵐」に見舞われます(刑事弾圧対策については後述)。

関生支部との出会いから35年ほど経過しますが、1989年の連合結成以降は、労働委員会事件を介しての付き合いになります。しかし、2008年、私が連合「労働委員会委員推薦名簿」から不当排除されることになった時、これに反抗して



関生支部大会で挨拶する要氏

「生涯現役」の信念 引き継がれるDNA

関生支部の闘いの評価に関わって、まず挙げたいのは、武建一委員長の進取かつ創造的なリーダーシップです。武委員長は、業界の方からの引退の勧めに対して、「私は死ぬまで変わりますよ。私が闘いを止めたら、大阪に来てから40何年間の人生を否定したことになる。信念を貫かぬいてこそ、悔いのない人生」と応

えています(社会批評社刊『武建一 労働者の未来を語る』P248)。この言葉を聞いて、港合同・田中機械の大和田委員長の警句を想起します。「俺には定年はない。お前らサラリーマンの組合役員とは違うんじゃない?」と、引退を勧めた私は一喝されました。大和田委員長が60歳前後で私が43歳の時、若気の至りと恥じ入りしました。お二人の「生涯現役」の信念は、私の後の気づき(世直しは後世に委ねるわけにはいかない)で共有されます。



それぞれが労働運動への思いを語った「8・26 シンポ」

稀有の戦術家であり戦略家である武委員長は関生型運動を全国化(業種別職種別ユニオン運動研究会)、さらに国際化を追求されようとしています(グローバル社会的経済フォーラム)参加や「社会的連帯経済」へのアプローチ。関生の役員・活動家と話していると、武委員長のDNAを強く感じます(武委員長の開発された戦術・戦略については後述させていただきます)。労働組合と連携しない市民運動は持続性とダイナミズムを欠き、社会運動と連携しない労働運動は新しい地平を切り開くことはできません。

なお、「生涯現役」は少子高齢化の進行に並行して、労働現場でも広がっています。従業員31人以上の企業約15万社のうち、高齢者雇用確保措置の実施済企業の割合は99.2%(147,740社)となっています。また、希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は72.5%(108,086社)となっています(2015年厚労省「高齢者雇用状況」。(つづく))

筆者プロフィール

要 宏輝 かなめ ひろあき

1944年香川県に生まれる。

<運動歴>1967年総評全国金属労働組合大阪地方本部書記局に入局 / 1989年産別合併(第一次)で全国金属機械労働組合になり、1991年に同大阪地方本部書記長 / 1999年産別合併(第二次)でJAM大阪副委員長、連合大阪専従副会長 / 2005年定年後、連合大阪なんでも相談センター相談員 / 2009年1月連合大阪訴訟(大阪府労働委員会労働者委員再任妨害、パナソニック偽装請負批判論文弾圧、「正義の労働運動ふたたび」出版妨害、不当労働行為企業モリタへの連合大阪会長謝罪事件の四件の人格権侵害等訴訟) / 2009年5月和歌山労働局総合労働相談員

<公職等>1993〜2003年大阪地方最賃審議会委員 / 1999〜2008年大阪府労働委員会労働者委員 <著書>「倒産労働運動一大失業時代の生き方、闘い方」(編著、柘植書房、1987年) / 「大阪社会労働運動史第六巻」(共著、有斐閣、1996年) / 「正義の労働運動ふたたび 労働運動要論」(単著、アットワークス、2007年) / 「ワークフェア排除から包摂へ?」(共著、法律文化社、2007年) など <最新の論文等>「連合よ、正しく強かれ」(現代の理論 2009年春号) / 「組合攻撃したもの法的には負けっぱなしの橋下市長」(週刊金曜日 2015.2.6号) / 「結成 28 年で岐路に立つ『連合』」(週刊金曜日 2017.8.25号) など

シリーズ

教育部では、月に一度開催する幹部教室を通じて、執行委員のレベルアップに力を入れています。今月のテーマは「労働組合とは」です。

学習を創造的活動に活かそう

産業別労働組合の影響力の大きさを知る

私たちは、労働組合でめまぐるしく活動している。しかし、自らが日本の労働者や社会にどのような影響を与える立場にいるかを改めて考えることはあまりない。その活動の必要性や意義を深く知り、今後の活動をさらに向上させよう。

資本主義社会により
少数が多数を支配！

労働者とは、労働力を提供し生活の糧を得る人。一方資本家は、生産手段を持ち労働者に労働力の対価として賃金を支払い利潤を得る人たちのこと。両者の利害は決して相容れることができない関係である。

少数の資本家が大多数の労働者を統治するためにできた制度が資本主義社会である。資本主義の秩序を守るため、政治家、軍隊、警察、メディア、教育などあらゆるものを有効に利用し労働者を分断。正規・非正規など労働環境の違い、企業間での労働者の競争を強化することで労働者が団結しにくい状況を作り出している。

非正規労働者は4割
過労死問題が広がる

日本では現在、非正規雇用労働者が4割の大半を突破し賃金も大きく低下。ワー



創意工夫した活動が必要と提起

団結条件があるなか
なぜ伸びない組織率

労働者が団結できる条件が整っているにもかかわらず、なぜ労働組合組織率が伸びないのだろうか？連合をはじめとする日本の労働組合は、正規雇用労働者を対象とする企業別労働組合が中心であり、非正規労働者は枠の外にある。また企業別労働組合は企業の業績に大きく左右されるため、他企業との競争に巻き込まれ労働組合としての役割を果たすことができないのが

現状である。

「連帯」の強みを活かし
労働者を団結させる

一方、連帯労働組合は生コン関連業界に特化した産業別労働組合である。産業別労働組合の長所は、個別企業の業績に影響を受けず、同一産業の労働者間の競争を排除でき、求める要求が一致しやすいという点にある。また、正規非正規を問わず加入できる大衆性も兼ね備えている。業界で働く労働者が団結し、業界全体を変えていく。たとえ会社が潰れても業界全体に責任を求め、業界で雇用させる、優先雇用という大きな成果も勝ち取っている。

この大きな成果を、想像力・創造力を発揮して他産業にも発展させなければならぬ。非正規労働者とも団結、企業別から産業別労働組合に大きく変えていかなければならない。相手は強大な権力を持っているが少数。労働者を分断するしか統治する方法がない。労働者が団結すれば打つ手がないのだ。どうすれば団結できるのか、創意工夫をして労働者が主人公になれる社会建設のため頑張っていく。

刑事弾圧との闘い(1)

労使の利害が完全に一致する社会体制が実現しない限り、争議行為が消滅することはない。日本の争議行為の減少は、企業の内部留保の積み上げ（2016年度末、406兆円）と労働分配率の低下（2017年法人企業統計調査、資本金10億円以上の大企業43・5%、1971年以来46年ぶりの低水準）という現実を見る限り、労使関係の成熟の必然的結果というよりは労働組合の競争力の低下が原因である。

確かに、関生型運動には「敬して遠ざけよ」との雰囲気がある。企業内的な経済闘争にとどまらず、政治・社会的な闘いや運動を「よくやるなア」と思っているが、「どこかウチの組合とは違う」というのが、世の組合世界の評価だ。この評価の落差には、第一に公安警察による「争議弾圧」「刑事弾圧」の乱用にあると思われる（別稿でも後述）。

組合の「御用化」と
役員の「ノンポリ化」

世の組合は、労働組合活動に「刑事免責」「民事免責」があることを知らなさすぎる。団体交渉は強要（罪）そのもの、ストライキやビケツティングは威力業務妨害（罪）そのものだ。争議を避けた「おしゃべり団交」のパフォーマンスだけで、会社の限界回答の力べをこえられるなら、その方法を教えてほしい。

労使の利害関係がからむ問題をとおりあげず、賃労働対資本という資本主義の決定的な矛盾と向き合うことをしなさい、何よりも社長や上司に頼るような労働



要 宏輝の「コラム」

「関生型運動」考察と「労働運動要論」②

目的（労組法1条1項：労働者の地位の向上）が正しければ、多少の行き過ぎがあっても罰するに値するほどの違法性がない限り、「正当行為」とされてきた。（注1）

通常の団体交渉や争議行為、集団的組合活動が、直ちに刑法の犯罪構成要件に該当するような例はまれである。普通、私人が行えば違法とされる強要罪、威力業務妨害などの行為が刑法法規の犯罪構成要件に当てはまる場合でも、争議行為は（暴力や違法な脅迫でない限り）罰せられないのが労組法1条2項の規定である。争議行為とは何か、唯一、労働関係調整法が（会社の）業務の正常な運営を阻害するもの（7条）と法的に定義している。

通常、争議行為を集団で行い、相手を窮地に追い込まなければ対等交渉し成果を上げることができないことは法の認めるところだ。

「疑わしきは罰せず」より
「無罪の推定」が強い！

第二に「推定無罪」原則について。「検察官が被告人の有罪を証明しない限り、被告人は無罪判決が下される（＝被告人は自らの無実を証明する責任を負担しない）」ということを意味すること（刑事訴訟法336条）。つまりは、有罪判決が確定するまでは、何人も犯罪者として取り扱われない（権利を有する）。これを裁判官側から表現した言葉が「疑わしきは罰せず」であり「疑わしきは被告人の利益に」であるが、「疑わしきは罰せず」より「無罪の推定」の方が強い。完全黙秘は冤罪から自らを守る、唯一の術であると言われるゆえん（理由）だ。

第三に「民事不介入」原則について。警察は民事事件には介入できない。労働争議は、組合と会社の間での民事事件そのもので、正常な運営を阻害しようが阻害しまいが、警察は介入できない。警察に限らず行政機関、例えば労働基準監督署でも労基法違反の事実があっても当該労使間で団交中や争議中であれば「民事不介入」原則をタテに動かないことがある。下手に動けば、労・使どちらかに加担したことになり、行政の中立・公正が損なわれるからである。

だが実際には、「民事不介入」原則は、ストーカー事件など扱いたくない便利な言い訳として使われている。仕事をしたくないケースや警察上層部による政治的もみ消しの「詩織さん事件」（準強姦罪で逮捕状を取りながらも加害者を逮捕・送検せず、詩織さんを弁護士事務所につれていき、示談を勧めた）などがあるが、前者は警察の怠慢・不作為、後者は警察の不作為がプラス不当な「民事介入」である。ところが、同じ警察であっても公安警察（後述）の、あつてはならぬ「民事介入」つまり「刑事弾圧」が目立ち、その権利濫用は尋常ではない。

合の正当な行為と解釈されてはならない（←刑事免責、刑法35条：法令又は正当な業務による行為は、罰しない。／労組法8条：使用者は、同盟罷業その他の争議行為であって正当なものによって損害を受けた故をもって、労働組合又はその組合員に対して賠償を請求することはできない（←民事免責）。

（注1）憲法28条：勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利はこれを保障する。／労組法1条2項：刑法35条に規定は、労働組合の団体交渉その他の行為であって前項に掲げる目的を達成するためにした正当なものについて適用があるものとする。但し、いかなる場合においても、暴力の行使は、労働組

シリーズ

学習を創造的活動に活かそう
教育部では、月に一度開催する幹部教室を通じて、執行委員のレベルアップに力を入れています。今月のテーマは「弾圧について」です。

「共謀罪」は権力者が国民をしる法律！

衆参両院で強行採決、2017年7月施行された組織的犯罪処罰法第6条の2、いわゆる共謀罪。適用されればどのようなことになるのか検証してみる。

適用範囲がいまい人権侵害の恐れあり

政府はバレルモ条約に参加するために「共謀罪」が必要であるとしているが、日本にはテロ特措法など現行の法律で対応することが可能であり不必要な法律である。

それどころか、共謀罪は法律の適用範囲が限定されていないため、国連人権理事会のケナタチ国連特別報告者が「プライバシーや表現の自由を不当に制約する恐れがある」と警鐘を鳴らしている。

刑法の枠を超える共謀罪の恐ろしさ

現行法では、基本的に既遂して初めて犯罪と認定され、殺人など重大な犯罪に



過去の判例をわかりやすく解説

過去を振り返ると、労働組合や市民運動と全く関係のない人まで検挙、勾留された歴史がある。



集中して講義を聞く組員

共謀罪が施行され捜査の方法に変化

共謀罪は計画・準備で成り立つため、いかに計画を察知して証拠を押さえるかが捜査の鍵となる。メールやラインなどは警察が何時でも閲覧できるし、電話・FAXは令状があれば盗聴できる。現在、GPS捜査や室内会話の盗聴もできるようになっている。準備中である。そのようなことが行われていることを前提に考え対応していかなければならない。

共謀罪強行採決！真の目的とは一体

共謀罪という法律は、歴史的に見れば戦争遂行の大きな役割を持った法律。労働者のストライキや政府の政策に対する一般大衆の抗議といった政治的活動を抑圧するために用いられてきた。実行しなくても、計画・準備段階でいっせいに検挙できるため、恣意的な活用（盗聴、メール等閲覧）を行えば容易に立件することができる。

過去を振り返ると、労働組合や市民運動と全く関係のない人まで検挙、勾留された歴史がある。

刑事弾圧との闘い(2)

前回(第二回)は「推定無罪」の原則など、近代法の三つの基本原則について述べたが、原則には例外があるように、その例外が現実のようになっていく。その傾向は一般刑事事件において顕著である。

まずは、第二の「推定無罪」の原則の有名無実化から述べる。マスコミ報道によって、逮捕・起訴された者は有罪、つまり「逮捕(すること)」「有罪(にすること)」「容疑者(被告)」「犯罪者」とみなす「推定有罪」としての誤認識が国民感覚として定着している。怖いことだ。

例えば、職を失う・逮捕や起訴されただけで、(有罪が確定する前であっても)懲戒解雇などの処分が行われ、被疑者の社会的地位が不可逆的に奪われる。後で無罪が確定しても、雇用主には復職させる義務はない。被疑者として実名が報道されれば、世間にも前科として監視され、就職できなくなる。転居を余儀なくされ、家族が離散する・親兄弟までが住所を変える。「推定無罪」認識の不十分な市民によるネットを使った私刑(ハッシング)の大衆化がこの風潮を後押しする。

その結果、被疑者家族の離散・転居が「当たり前」のように余儀なくされる。親が「死んでお詫びする」理不尽なことも起こる。「推定有罪」の実質化の原

ケースがまたあった。公安・警備警察は、憲法秩序や民主主義を暴力によって破壊する活動を監視し予防する活動を任務としてきた。犯罪の可能性を取り締まることを名分に、法を超えた形で活動できるわけだからその活動を法で規制することは難しい。(百歩譲っても)その権力の行使は抑制的でない限りならない。

「憲法と労組法は70年以上も変わらないのに、なぜ、弾圧・争議に関する裁判例は大きく変わってきたのか(永嶋靖久弁護士)の常套句、以下、同氏の「争議弾圧」の論稿等を要約・引用させていたたく。

政治家と芸能人にはプライバシーはないといわれ「文春砲」は下ネタを売りにしてきたが、今期の記事は福島みずほ議員の国政調査権妨害であり、争議つぶしである。争議の核心のエム・ケイ運輸の分会長襲撃事件(2015年11月30日)の犯人はまだ摘発されていない。週刊誌とはいえマスコミの矜持があれば、公安警察の「ちようちん持ち」や争議弾圧の「あおり」をや

るべきではない。

「争議運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則、第三の「争議」民事不介入」原則の有名無実化である。労働争議では(仕組まれていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって無罪であっても「事件化」し易(やすい)。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の

「争議運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則、第三の「争議」民事不介入」原則の有名無実化である。労働争議では(仕組まれていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって無罪であっても「事件化」し易(やすい)。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の

「争議運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則、第三の「争議」民事不介入」原則の有名無実化である。労働争議では(仕組まれていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって無罪であっても「事件化」し易(やすい)。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の

「争議運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則、第三の「争議」民事不介入」原則の有名無実化である。労働争議では(仕組まれていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって無罪であっても「事件化」し易(やすい)。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の

「争議運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと次いで、第一の「争議」正当行為免責「原則、第三の「争議」民事不介入」原則の有名無実化である。労働争議では(仕組まれていない限り)現行犯逮捕は無く、事後的になされる令状逮捕が常なので「でっち上げ逮捕」によって無罪であっても「事件化」し易(やすい)。私の周辺でも活動家がつぶされた無念の



要 宏輝の「ラム」
「関生型運動」考察と「労働運動要論」③

刑事訴訟法・通信傍受法と同時期に制定、1999年、その2017年、共謀罪法(注3)成立。監視や権利侵害が合法化され、現代の治安維持法体制が整う。小さな政府に比して「大きな警察」となり、「争議・運動をつぶす」弾圧から「組織・団結をつぶす」弾圧へと大転換した。

②「争議」正当行為なるもの」の保護範囲の縮小、逆に弾圧範囲の拡張

最高裁指導下の裁判官会同(会議)によって、法手続きの恣意的な運用が横行、裁判官の思想的右傾化と労組法無知が原因だ。これまでの学説は、企業に対し弱者である労働者を保護してきたが、今や大企業や金融機関さえも倒産する時代、労働組合が使用者以外の第三者に対して、会社の経営方針や企業活動を批判するビラを配布し、争議行為を行うことは正当な組合活動といえるか、との裁判官主張も登場。使用者概念の拡大から「縮小」へ、争議を工場の塀の中に封じ込めるネライ。

③労働法制のシフトの変化II 集団的労使関係から個別的労働関係へ

争議件数の激減・労働組合の組織率低下(労働契約法(第1条「個別的労働関係の安定に資すること」、2008年)、労働審判法(法務大臣「集団対集団、力比べの時代ではなくなった」、2004年)、個別労働関係紛争解決促進法(2001年)の斡旋制度といたった法制度の新設へ。

①②の判決について、「ピケットが平和的説得の方法しか許されないとしたら、争議権保障は負けるに決まった争議方法を保障するにすぎなくなる」(佐藤昭夫・早大名誉教授)。

※注釈は次号に掲載します。

シリーズ 学習を創造的活動に活かそう
教育部では、月に一度開催する幹部教室を通じて、執行委員のレベルアップに力を入れています。今月のテーマは「原発問題」です。

東京電力と政府の情報に騙されている

2011年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震による地震動と津波の影響で、東京電力の福島第二原子力発電所では炉心溶融（メルトダウン）により、放射性物質が放出し、今も放射性物質が放出され続けている。

今回講師は、お笑い芸人のおしどりケン&マコさん（吉本興業）。二人は福島第一原発事故後、随時行われている東京電力の記者会見や政府・東京電力統合対策室合同記者会見に出席。また現地取材などの体験を元に進められた。

遮るようなヤジが飛ぶ。東電と一部記者との馴れ合いと癒着であった。「こんな会見では真実は伝わらない」と考えた二人は、東電通いをスタートさせると同時に猛勉強を開始した。それだけでなく、被災地に足を運び取材を行っている。現地を取材することで、様々な人と出会い、親しくなる

東電の会見に違和感 報道関係者との癒着

二人が原発の取材を始めた発端は、福島第一原発事故直後から、政府や東電が繰り返した「直ちに影響はありません」という説明に違和感を感じたことだった。

二人は、原発事故に関してインターネットなどで情報収集すると同時に、事故の状況を把握するため東京電力の会見をチェックし、その内容を書き起こす作業も開始したという。

東電の記者会見で二人が驚いたことは、大手報道機関が東京電力側の都合の良い情報だけを報じている事実。それと、特定の記者たちだけが東電から指名され、的外れな質問を行い、東電にとって都合の悪い質問をする記者には別の記者（大手のご用記者）から質問を



自身の体験談を話す

東電の反省ない姿勢 推進させる安倍政権

このことから、東電が事故に対する反省がないことが浮き彫りになっている。事故から7年が経過。未だに5万人以上の被災者が県内外で厳しい生活を強いられている。子どもの甲状腺癌（ガン）の問題も伝えていなくてはならない。

日本で原発事故について完全に処理がされていないのに、安倍が原発の再稼働や海外に売り込むことに積極的に取り組んでいることは海外で非難されている。

真実を伝えるも誹謗 推進派の姑息な手口

芸人としての二人の活動には、様々な圧力や妨害がある。それでも、各地で報道されない真実を伝え続けている。ネット上で、「売名行為」などと中傷的な声が上がっている。

明らかにした真実を無視して、原発の危険性を否定するという目的のためにだけ、デマ呼ばわりするネトウヨと原子力推進派の卑劣さ、それを容認している現政権には嫌気がさす。これまでマスコミが原発事故の真実を正しく報じてこなかったことも原因のひとつである。

刑事弾圧との闘い (3)

どのような争議が違法とされどのような弾圧を受けるのか

③ 損害請求訴訟の乱発

1992書泉事件は書店のストライキに対して一億円近い巨額の損害を認容。以降、会社側の請求を認める判決が相次ぐ（御国ハイヤー、日本一生コン、眞壁組、千葉動労、岡惣事件など）。巨額の損害請求は訴訟の勝敗ではなく、組合の権利行使を委縮させることが目的ではないか。

④ 妨害禁止の仮処分

過去、筆者が現役のころ、労働仮処分は保全の必要性に加えて、特に緊急性を要する（労働者が飢え死にする）解雇事件などに限って決定されてきた。が、現在は逆転し、使用者側からの「争議戦術」としての仮処分申立てが頻発している。1989年成立の民事保全法（注4）の登場によって仮処分の対象が広がった（④⑤⑥）。裁判所が争議中の労使双方に決定的な影響を与えることのない「慎重な判断」をしているように見える。審査（当事者に与える反論の機会）一回で、実に広範囲な禁止を認める決定が出されている。

⑤ 事業施設への立ち入り禁止・事業施設の明渡し等を求める仮処分

⑥ 業務の妨害行為の差し止め

⑦ 労働者の自由妨害禁止・私生活の妨害禁止を求める仮処分、など

⑧ 宣伝禁止の仮処分・⑨ 私宅周辺での宣伝の禁止

筆者が現役のころは、街宣が争議行為の有力な役割を果たした。私は、大きな街宣デモや継続的な街宣をやる時は、裁判所や労働委員会の判決や命令を勝ち取ってから行うべきものと決めていた（案の定、禁止の仮処分決定もなかった）。しかし、1995年南労会事件では労働委員会命令が連勝続きであったにもかかわらず、法人経営者の自宅周辺での街宣は争議行為の正当性の検討の埒外（こちらが「い」とされた。現在では、⑤⑥関係の仮処分では、自宅周辺300m×500mの範囲で一律に宣伝行動を禁止する決定が出されている。自治体の騒音防止条例の制定も影響している。つまり、会社、会社の塀の中で静かに労働争議はやれということか。個人争議やこれを支える地域ユニオンには判決等を悠長に待てる余裕はない。団交拒否から早々と街宣活動を始めると、例示したような様々な仮処分決定の餌食にされる、大変な時代だ。関生支部のように、判決・命令如何に関係なく闘える力量が不可欠だ。



要 宏輝の「ラム」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」④

その存在は現在まで続いている「岩波新書、荻野富士夫」思想検事（2005）。戦後、治安維持法の廃止によって特高警察は解体されたが、稀代の悪法「共謀罪法」によって、現在の公安警察が戦前の特高警察のように復活しつつある。

生き延びていた思想検察 復活する「現代の特高」

法目的とかけ離れた逮捕、不当な長期勾留（代用監獄）の常態化の現状は、戦前の「予備拘禁制度」（刑期を終えて釈放されるべき者を無制限に監禁できる）と区別がつかない、弾圧の時代が近くに来ていることがよくわかる。

「検挙から裁判までの間に、実質的な裁判と云い、裁判所や労働委員会の判決や命令を勝ち取ってから行うべきものと決めていた（案の定、禁止の仮処分決定もなかった）。しかし、1995年南労会事件では労働委員会命令が連勝続きであったにもかかわらず、法人経営者の自宅周辺での街宣は争議行為の正当性の検討の埒外（こちらが「い」とされた。現在では、⑤⑥関係の仮処分では、自宅周辺300m×500mの範囲で一律に宣伝行動を禁止する決定が出されている。自治体の騒音防止条例の制定も影響している。つまり、会社、会社の塀の中で静かに労働争議はやれということか。個人争議やこれを支える地域ユニオンには判決等を悠長に待てる余裕はない。団交拒否から早々と街宣活動を始めると、例示したような様々な仮処分決定の餌食にされる、大変な時代だ。関生支部のように、判決・命令如何に関係なく闘える力量が不可欠だ。

「最も大事なことは、闘いによって悪政を打ち倒していくことだ」（武委員長の前年11月25日中央委員会総括の締め言葉）。悲観と楽観の違い、悲観は情緒に流されるだけだが楽観には（展望をひらく）意思がある。

（つづく）

【前からの注釈】
（注2）暴力行為等処罰二関スル法律・団体または多衆による集団的な暴行・脅迫・器物損壊、強要（面会強請・強談威迫）などを特に重く処罰する日本の法律である。治安警察法17条の削除に伴う制定で、公布・施行は1926年（大正15年・昭和元年）、2004年に改正。「暴行法」、「暴力行為等処罰法」などと略す。由来から判るように、政府が労働運動としての同盟罷業を封じ込めることが本来の立法趣意である。
（注3）共謀罪法（改正組織的犯罪処罰法）…処罰対象犯罪の実行行為を必要とせず、相談・計画した段階で摘発できる。本来、公安・警備警察は憲法秩序や民主主義を暴力によって破壊する活動を監視し予防する活動を任務としてきた。犯罪の可能性を取り締まることを名分に、法を超えた形で活動できる。日弁連は、「そこまでしなくても今の法律で十分対応できる、共謀罪はやりすぎ、基本的人権の侵害だ」という見解。政府は、オリンピック・テロを口実に「テロ等準備罪」と呼び変え、6月に強行採決、成立させた。
（注4）民事保全法による仮処分…権利の実現の保全のためになされる暫定的処置。民事保全（仮差押え）のひとつ。物に関する請求権の将来の執行保全のために、仮差押えと同様の目的から債務者の財産（特定の目的物）の現状保持をねらう（係争物に関する仮処分）と、将来の執行には不安はないが、権利関係に争いがあるために、現状について暫定的処置を講じて債権者に生じている現在の不安や危険の除去を図る（仮の地位を定める仮処分）（民事保全法23条以下、52条以下）とがある。
（注5）ストライキ禁止の仮処分…2012年、ユニオン三重に属する鈴鹿さくら病院分会のストライキ通告に対して、裁判所は審判をせずにスト禁止の仮処分を決定。裁判所の「労組法無知」は囂（はしゃ）をかった。

【通信／現地闘争団】

【通信／現地闘争団】

協同組合論(3) 協同組合の課題と未来

キ.「真の協同組合」へ法的整備

日本の各種協同組合法における目的と事業について。各種協同組合はそれぞれがその根拠法(特別法)を持っているが、日本の場合、産業政策として立法化されたものである。営利法人は会社法によって、非営利法人は一般社団・財団法人によって規制されているが、協同組合に関しては個別の各種協同組合法しか存在せず、全体を規制する法律がないところに重大な問題、法人制度の重大な欠陥を抱えている。国際協同組合同盟(ICA)が定めた「協同組合のアイデンティティ定義・価値・原則」が各種協同組合法に批准されていない。協同組合に属する組合員企業を「個別経済体」とみるか、「共同経済社会」とみるか、その二面性を引きずったままである。後者の方が企業の社会性を重視し、賃金・報酬・配当・税金などの適正支払いを行う「理想形」である。

ク.協同組合とアソシエーション

アソシエーションとは、共同の目的を実現するために力や財を結合する形で、「社会を生産する行為」を、またそのように生産された社会を意味する。20世紀の私利追求の害悪、公権力体制の根本欠陥に学び、「私」でもなく「公」でもなく、人々が自治的に「協」の実践を追及する道である。各種のNPO(非営利組織)・NGO(非政府組織)・生活者原理と自治を掲げる協同組合そして地域密着型の組織として力を持った労働組合・ユニオン、外国人を含む参加型の政治を実現しようとする自治体などが、アソシエーション・グループである。…以上は「アソシエーションとは何か」を分り易く(?)要約したエッセンスである(田畑穂「マルクスとアソシエーション」)。

アソシエーションの源流をさかのぼる。19世紀の、オーウェン、フーリエ、フランスの「自由派社会主義者」、ブルードン、第一インター(フランス支部)とつながる「マルクス派ではない、分権・自治の社会主義の流れ」につながる組合運動で、現在のヨーロッパ社会民主主義にこの流れが引き継がれている。根本は、

生産者(労働者)が自主的に助け合い協同する組織(アソシエーション)をもち、その組織の拡大強化から連立的・漸進的に新しい社会をつくっていくという思想である。組合主義であり、「前衛政党」を嫌う。「戦争の世紀」といわれる20世紀の時代背景(ロシアの労働者は半野蛮人)(革命当時、社会主義をつくりだすために必要な知識・教育を持っていなかった)という事情のなかで、力をもった強権派マルクス主義(ボルシェビキなど)に弾圧・粛清されたが、21世紀ではこの流れの方が時代に合い、相互扶助を軸に社会改革のために闘っていくという思想が再評価され、勢いをもってきている。

こも言うことができる。左翼の運動方針は、国家権力を奪ってからでないと社会改革はできないという、ソ連型の方針または類似の方針から脱却できていない。労働組合運動や政党の組織力に代わって、新しい社会運動といわれる運動が影響力を増してきている。この、新しい社会運動は「権力奪取」の前から「いま・ここ」で社会変革を実現していくという意思をもって展開されている。商品生産や流通を媒介としない利殖の仕組みを広げ、搾取・剰余価値の領域を蚕食していく。

筆者がアソシエーション、とりわけ生産協同組合に接近したのは、倒産の嵐(1975〜80年代)の時代、そして工場占拠・自主生産・労働者管理の闘いと重なる。いわゆる工場占拠を続けながら、

倒産整理手続きに抗し、未踏の闘争を展開していた。「会社はつぶせても組合はつぶせない」確信が、「ならば、組合が会社を自主管理する」レベルの闘いつまり労働・所有・経営参加の生産協同組合へと導いた。イタリアやフランスのように協同組合の先進国であったならば、闘いはもっと飛躍、拡大していただろう。

ケ.協同組合の民主的管理の原則…理事(経営管理)人は、法令遵守の人格者!

コ.現代資本主義下、協同組合の歩む道…情報は民主主義の貨幣

資本主義国の協同組合のたどる道は、独占資本との闘争と隷属の二つが存在する。漸次(ぜんじ)隷属の道をたどると懸念された代表例として日本の農業協同組合(JA)があげられていた。二つの道の一つは、協同組合における大衆の影響を強め、進歩的な指導を強め、独占に対する闘いを活発化し、社会主義をめざす階級政党の闘いを支持する道(筆者注…関生のたどったのはこれに近い道)。もう一つは、技術的方策にたよる大規模化と集中化の道(筆者注…これは大阪広域協組のたどる道としていた)で、より有効な条件で独占と闘えるようになる積極面をもつ反面、不可避的に協同組合の一層のブルジョア化のリスクを持つ。相互扶助原則や最大限利潤の原則の逸脱だけでなく、国家とのつながりを強めて協同組合の理念や利益を決定的に損(そ)なう(富田順一「労働者協同組合 その思想と運動」p114「階級的協同組合論」)。

最後に、協同社会の「将来像」と道程(道のり)。前述の法制度整備と並行し、労働者(生

産者)が労働組合と協同組合を連携させ、社会システムに張りめぐらされた権力のネットワークをいたるところから、弱め、掘り崩し、変質させること。人間にとって、権力もその支配も要(い)らない。要るのは情報権・協議権・参加権である(代議制に立つ古い民主主義↓協同的学習に立つ新しい民主主義)。そのためにはすべての情報がすべての人に共有されなければならない(人民のための情報革命)。それによってすべての人・地域・国の多様性・公平性・自治・協同に立つ正しいグローバルゼーションが進められる。

(注5)日本における、株式会社などの「雇用労働」から「協同労働」という労働形態に転換する労働者協同組合法の法制化運動の歴史は、津田直則「連帯と共生―新たな文明への挑戦」p277〜第4節「非営利セクターの仕組みづくり運動」に詳述されている。

(注6)理事の法的義務…①善良なる管理者の注意をもってその職務を行う(善管注意義務)／②法令、定款・規約、総会・理事会決議等を遵守し、組合のために忠実に職務を遂行する(忠実義務)／③理事がその地位から得た事業上の秘密を利用して、組合の機密に於いて私利をはかることは避けなければならない(競業禁止義務)／④理事と組合との取引の制限(自己取引、利益相反取引の制限)

(注7)「6項目提言」とは①労働組合と良好な協力関係築く。②協同組合の品位を汚さない。③理事職は公人職であり、私利私欲は慎む。④生コン経営者会への全社加入。⑤労使の協力関係を内外に公表する。⑥ミキサー・セメント輸送運賃引き上げなど6点にわたる課題・提言です。

これら6つの課題は、協同組合が健全に発展するため必要不可欠なものです。現在、広域協組は、大阪府下では99%という独裁体制です。したがって優越的地位の乱用をあらため、社会的義務として6項目提言を謙虚に実行するときなのです(連帯広報委員 会: <http://rentai-union.net/page/2>参照)。



要 宏輝の「ラム」 「関生型運動」考察と「労働運動要論」⑦